

# 奨学金給付規程

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 公益財団法人野島財団（以下「この法人」という。）定款第4条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

### (奨学生の資格)

第2条 この法人の奨学生となる者は、大学に在学する学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 学業優秀で、高い社会貢献意欲があるもの
- (2) 大学学部生で、最短の修業年限まで3年以内であること

### (奨学金の給付及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、その者の在学する学校の最短修業年限の終期までとする。

2 この法人の奨学生の人数及び給付月額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 この法人の奨学金は、原則として他の給付型奨学金との併給はできないものとする。

ただし、次に定める事由に該当する場合、この法人は、例外として併給を認めることができる。

- (1) 貸与型奨学金
  - (2) 高等教育の修学支援新制度（文部科学省）
  - (3) 「授業料の負担軽減を目的とした」大学独自の給付型奨学金
  - (4) 海外留学支援を目的とした「給付型奨学金」。ただし、当該奨学金を受給する者は、留学後に所定の留学レポートを提出するものとする。なお、留学により卒業年度が延期となった場合は、延期後の卒業年度まで奨学金の支給を継続することができる。
- 4 奨学金は、第15条の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。
- 5 前項までの規定にかかわらず、その者が在学する学校の定める規定に基づき、最短修業年限より早く卒業した者のうち、大学院等へ進学し、学力優秀と認めた者については、本法人の理念に基づき、当初の修業年限の終期まで奨学金の給付を継続することができる。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

### (募集要項の公開)

第4条 この法人は、学生に広く応募の機会を開くため、募集要項は、当法人のWEBサイトにて公開するものとする。

### (奨学生出願手続)

第5条 奨学生志望者は、次の各号に掲げる書類を、この法人に提出するものとする。

- (1) 扶養者と連署した奨学生願書
- (2) 大学が発行する成績証明書
- (3) その他必要な書類

### (奨学生の決定)

第6条 この法人は、奨学生に応募した者の中から奨学生選考委員会が選考し、理事会が奨学生を決定する。

### (決定通知)

第7条 前条の規定により奨学生が決定したとき、この法人は本人に通知する。

### (奨学金の給付)

第8条 奨学金の給付は、この法人が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、3ヶ月毎に3ヶ月分ずつ振り込む方法により行うものとする。ただし、特別の事情のある者については、この限りではない。

### (奨学金の給付の停止)

第9条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

### (奨学金の給付の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が消滅し願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

### (奨学金の打切り)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打切ることができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められるとき
- (4) 第12条第1項の規定を履行しないとき
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) 刑事事件を起こしたとき
- (7) その他、奨学金の給付を必要としない事情が生じたとき

(学業状況等の報告)

第12条 奨学生は、この法人からの求めがあった場合には、学業の状況に関して、面談等による報告をしなければならない。

2 奨学生は、卒業に当たって、卒業証明書をこの法人に提出しなければならない。

3 奨学生は、毎学期終了後2カ月以内に成績証明書をこの法人に提出しなければならない。

(奨学生に対する指導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な指導を行うものとする。

(奨学生の届出義務)

第14条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当該事由を証明する書類を添え、保護者の同意を確認できる電磁的記録（署名、捺印または電子署名等の記録を含む）により、遅滞なくこの法人に届け出なければならない。

- (1) 退学し、又は転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学又は長期にわたって欠席したとき
- (4) 復学したとき
- (5) 通学方法を変更したとき
- (6) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

(奨学金の返還請求)

第15条 この法人は、奨学生が、第11条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第3条第4項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

### 第3章 雜則

(実施細則)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

#### 附 則

この規程は、この法人が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

<制定記録>

改定：令和元年12月13日

改定：令和7年7月14日

改訂：令和7年12月15日